

「藻岩北小学校いじめ防止基本方針」

はじめに

本校は「いじめを見逃さない学校」「子どもの声を受け止める学校」「子ども同士が支え合う学校」を目指す。

ここに定める「札幌市立藻岩北小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」の13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「藻岩北小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

1. 「いじめ」の定義

基本理念～「いじめは絶対に許されない」という気持ちをもつために～

- ・子ども一人一人が笑顔あふれる学校生活を送り、「学ぶ力・豊かな心・健やかな体」を育成する学校を目指します。
- ・子ども一人一人が、「いじめ」について理解し、「いじめ」のない心を大切にする子どもを目指します。
- ・学校の全職員が認識を共有し、組織としての「いじめ」の防止と、「いじめ」があった場合に、早期発見・早期対応に努めます。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）のであって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）より）

いじめに該当するか否かは、行為者の意図ではなく、被害児童が心身の苦痛を感じているかどうかを基本として判断する。単なるけんかやトラブルと見える場合も、背景や継続性を踏まえて組織的に判断する。

具体的ないじめの様態としては、以下のことが想定される。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

（いじめ防止対策推進法より抜粋）

また、昨今 SNS やネットでのいじめも以下のことが想定される。

- | | | |
|----------------|----------------|--------------------|
| ・ LINE 等グループ外し | ・ ゲーム内チャットでの悪口 | ・ 動画・画像の無断投稿 |
| ・ なりすまし | ・ 拡散・晒し行為 | ・ 深夜のオンライン人間関係トラブル |

本校では、この「いじめ」の定義に関わらず、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って対応に当たる。

2. 本校の実情

□ 児童の実態

本校は、児童数約 330 名の中規模校である。就学前は、近隣複数の幼稚園、保育園に通っていた児童が多く、一部の保護者に人間関係が固定化している傾向がある。

ここ数年、各学年は 2 学級ずつの編制を維持している。しかし、児童の関係性が流動化しないことが予想される。平成 20 年度より、多くの児童同士が関係を築いたり、教職員が多くの目で子どもを見つめたりできるよう、毎年学級編成を実施している。

□ 地域とのつながり

本校を取り巻く地域の方々は、概ね本校の教育活動に協力的である。健全育成会の総会や、評議員会、関係者評価委員会などでも、児童の安全・安心に関わる協力的で建設的なアイデアを提案していただき、実施してきたところである。例えば、定期的な見回りや安心・安全に関わる付き添い活動などでは、数多くの方々に参加し、直接児童への働きかけていただいている。

児童が関わっている主な少年団は、野球、男女バスケットボール、サッカーである。その中で発生したトラブルが、学校生活に影響を及ぼすことがあったので、教職員同士が情報共有をしながら指導してきているところである。

3. いじめを未然に防止するために

□ 重点的な取組

	重点的な取組	行動目標
未 然 防	○ 「学び合い」学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究部の提案を受け、各教科部会で研究主題の具現化を目指す。 ・ 小集団交流や異学年交流学习などを通じて、学び合う楽しさを味わわせる。
	○ 異学年交流の重視	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本校の異学年交流活動である『こぶしっ子活動』で異学年同士で関わる内容の充実を図ることで、学年間交流を深める。 ・ 委員会やサークル活動で人間的なつながりを深められるよう、働きかけていく。
	○ 児童会活動による未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「あいさつ運動」などの活動を通じて、相手意識をもち、一人一人のよい所に目を向ける姿勢を育む。 ・ 「いじめ防止アピール」などを広報させ、自律的

止	<p>○ 日常指導の充実</p> <p>○ 教育環境の整備</p> <p>○ 研修活動の充実</p>	<p>にいじめを防ぐ姿勢を高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高学年を中心にピアサポート活動への取組を加速させ、相互理解によるいじめ防止につなげる。 ・「発見、あなたのきらり！」といった各学年の取組を教職員間で共有し、多様な活動を通じていじめ防止に努めていく。 <p>・日常の相談、様々な聞き取りなどに活用できる相談スペースを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ピアサポートについて」といった研修に職員が積極的に参加し、そこで得た情報を校務支援や校内の集会や研修時間などを活用して、教職員同士で共有していく。 ・面接技法の専門家を講師に招いた研修を行う。
早期発見	<p>○ 子どものよさや困りを捉える</p> <p>○ いじめアンケートの実施</p> <p>○ 児童や保護者への日常的なかかわり</p> <p>○ 教育相談の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学習者情報DBや日常の打合せなどで、積極的に児童情報の共有に努める。 ・具体的な困り感については、特別支援コーディネーターや担任外の間で迅速に共有し、聞き取りや見守りを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・1学期に、学校独自にいじめアンケートを全校児童に対して実施し、児童の状況把握に努める。 ・市教委による「悩みやいじめに関するアンケート」を確実に実施していく。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童や家庭の変化に気付くことができるよう <ul style="list-style-type: none"> → 欠席したときは必ず一報を入れる → 気になることがあれば家庭訪問を実施する → 結果は学年や担任外と情報共有を徹底する。 ・担任はもちろんのこと、管理職を含めた担任以外の教職員が重層的に関わり、気になる様子があれば、いじめ防止対策委員会等で情報共有する。 <ul style="list-style-type: none"> ・校内や全市的アンケートのどちらに關しても、個別の聞き取りを実施し、文面や回答には表れない児童の困り感を浮き彫りにする。 ・児童についての困り感を抱えている保護者には、積極的に関わり、サポートしていく。
具体的措置	<p>○ 迅速で組織的な対応の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについての相談を受けたり、いじめにつながるような状況を発見したりした場合は、必ず学年や担任外などに情報を伝える。 ・一つ一つの状況を過小評価せずに、迅速で組織的な対応を心がけるよう、日常的な啓発を続ける。 ・必要に応じて、SCや特別支援巡回相談員など、

○ 具体的、積極的な対応による拡散防止	<p>外部の人材に協力を求めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害、被害児童双方に対して、丁寧で温かい関わりを心がけ再発防止に努める。 ・いじめ事案から学ぶ姿勢をもち、保護者支援や防止活動に生かしていく。
---------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. いじめ防止対策組織について

いじめの防止、早期発見・早期対応に係る取組を進めるため、本校に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

委員長…校長（委員会を主宰する。全ての取組は、校長の監督の下、行う。）

副委員長…教頭（校長が不在時に委員会を主宰する。なお、校長不在時の対応については、責任者である校長に報告し、決裁を得る。）

構成員…教務主任、生徒指導担当教諭、担任外、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係教職員とする。また、必要に応じて、弁護士、医師、警察経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者などとする。

(2) 会議

- ① 毎月、定例の会議を設け、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- ② いじめに係るアンケート実施後（7月と11月）に、アンケート結果や面談等の内容について検討するため、会議を開催する。
- ③ 各回の会議では会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
- ④ 校内学びの支援委員会等、他の校務組織と兼ねて開催する場合であっても、いじめ防止対策としての会議部分の記録は、別途作成する。
- ⑤ 上記会議において、構成員がやむを得ず参加できない場合には、事後に会議録を読むこと。また、委員長、副委員長または命を受けたものが、会議日以外に個別に意見を求める。

(3) 役割

- ① 教職員への共通理解と意識啓発、連携
 - ア 年度初めの職員会議で本方針の周知と、共通理解を図る。
 - イ いじめ防止、対応に係る校内研修の企画と実施を行う。
 - ウ スクールカウンセラー等関係職員との連携を図る。
- ② 本方針に基づく取組の実施と点検
 - ア いじめ防止に係る特別な教科「道徳」（研究部が主幹）
学級活動や委員会活動等の実践の充実
 - イ 情報モラル教育の推進（教務・事務管理部が主幹）
 - ウ 各種アンケートの実施、集約、資料の整理及び保存
 - エ 学校評価を基にした、いじめ防止対策の検証と改善策の検討
- ③ 児童や保護者に対する情報発信と意識啓発
学校だよりや学校ホームページ等による情報発信
- ④ いじめ事案への対応（いじめ見逃しゼロに向けて）

- ア 子どもたちからの通報や教職員からのいじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合、学級担任などの個人の判断に委ねず、速やかに当該担任を構成員に加えて委員会を開催し、いじめの認知をする。なお、構成員全員が揃わない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。委員長が不在の場合であっても、副委員長が主宰する。ただし、当該担任が参加できない場合には、別途委員長が判断をする。
- イ 事案への対応については、適切なメンバーによるプロジェクトを組織し、対応に当たる。なお、プロジェクトの話し合いの際には必ず管理職を含めることとする。
- ウ いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、関係教職員に見守りの実施を指示する。また、被害児童及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。その際には、必ず担任個人ではなく、学年主任や委員会の構成員、必要に応じて管理職が同席する。
- エ 加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- オ いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談による確認の結果を踏まえて、本組織において行う。

いじめが解消している状態

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（H29年3月14日）】

- カ 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、委員会において集約と共有を図る。また、各種アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。
- キ 事案発生時は、被害児童の安全確保と安心感の回復を最優先とし、必要に応じて別室対応、座席配置変更、登下校配慮等を行う。
- ク 加害児童についても背景要因（家庭環境、対人不安、感情コントロール等）を把握し、指導と支援を並行して行う。

（4）引継ぎ

- ・いじめに関する個別の対応状況に関する記録については、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
なお、進学に当たっては、用紙そのものを引継ぐ。
- ・いじめに関する記録は校内規程に基づき適切に保存し、継続支援及び検証に活用する。

5. 校内体制について

- ・教職員一人一人が、悩んでいる子どもに気付いて、声を掛け、話をよく聴いて、必要な支援につなげ、見守るというゲートキーパーの基礎的素養を身に付け、保護者や地域、関係機関と連携しながら迅速かつ適切に対応することが重要である。
- ・最近では、家庭用のゲーム機やデジタルオーディオプレーヤーなどからインターネットにアクセスが可能であり、パソコン以外でも被害者、加害者になるケースが見られる。また、児童が利用している無料通信アプリなどを使ったコミュニティ内の状況を保護者や教職員が確認することが困難である。そのため、ネットトラブルを未然に防ぐための効果的な指導等について、保護者や教職員向けの専門業者による説明会を学校で開催する。
- ・年度末に児童・保護者アンケート及び教職員自己評価を基に、本方針を見直す。

6. 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求めて、学校として組織的に動く。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。

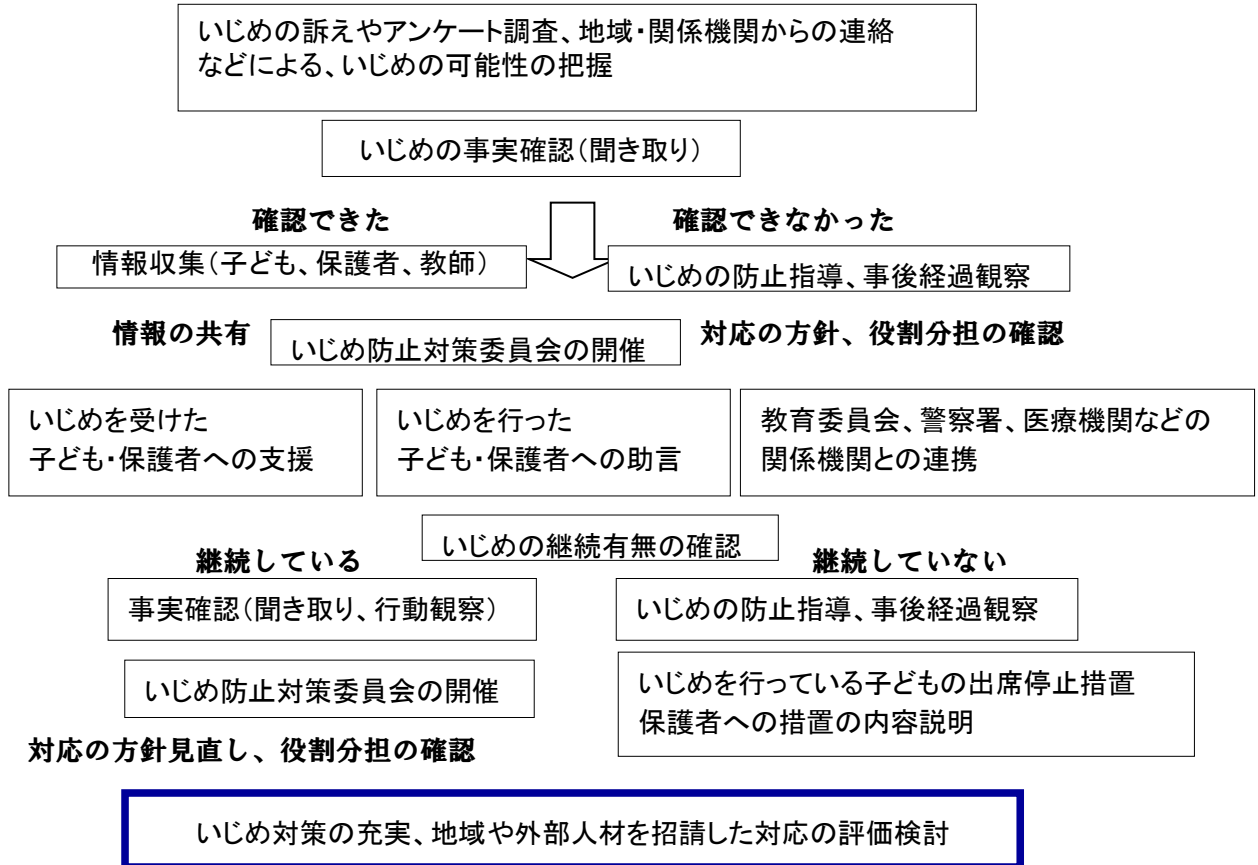
学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

【いじめ防止対策推進法 第23条第6項】

7. 地域、保護者との連携、方針の見直し

- ・地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを進めることを願います。
- ・関係者評価委員会などで、いじめ防止の取組について評価していただき、より実効性のある方針策定に生かしていく。
- ・この基本方針は、本校ホームページに掲載して、保護者や地域住民がいじめ基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

【フローチャート】

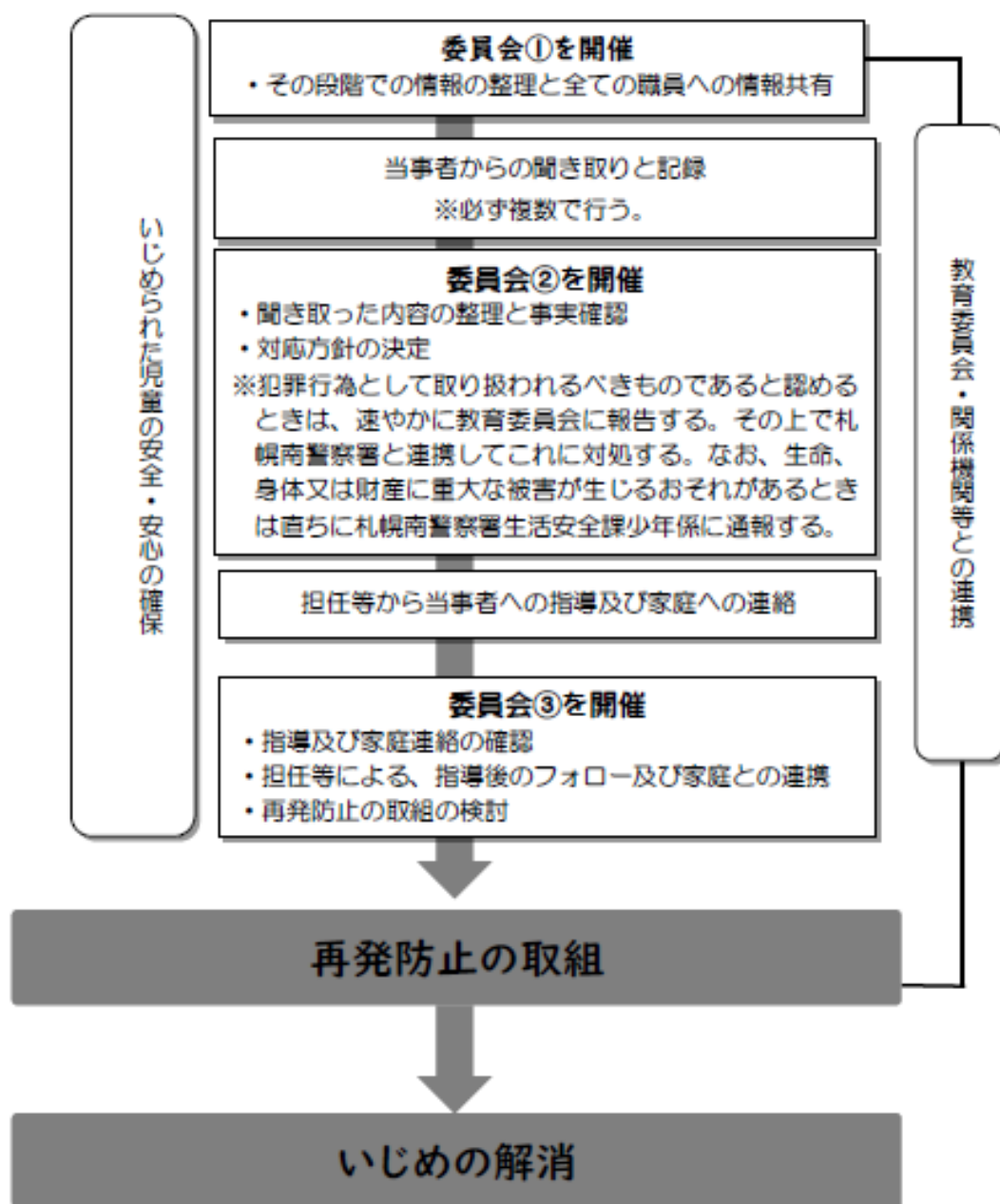


8. 重大事態の発生に対して

- ※重大事態とは（国の方針）より）
- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、次の様なケースなどが想定される。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
 - ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

※重大事態が発生した場合は、国や教育委員会の指針に則り、教育委員会に報告の上、協力して事態の解決に当たる。

「いじめの疑いのある情報を把握した場合の基本的な流れ」



※緊急性が高いと判断した事案やいじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。